

## 《1. 水防法改正》

◆近年、全国的に水災害が頻発する中で、令和元年台風19号などでは水害リスク情報が未公表の中小河川において、氾濫による人的被害が発生している。

このような状況から、令和3年5月水防法の改正により、水位周知河川等以外の中小河川も洪水浸水想定区域の指定対象に追加された。

◆法改正により、県管理の水位周知河川以外の小規模河川で、洪水浸水想定区域図を作成・公表しなければならない。

◆市町村は、県が作成する洪水浸水想定区域図に対応した洪水ハザードマップを更新する必要がある。

## 《2. 課題》

◆市町村は、水位周知河川等の想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・公表したばかりであり、新たに小規模河川を反映したハザードマップを更新するとなると、財政的な負担が大きい。

◆福岡県では平成29年度から令和3年度まで、5年連続大雨特別警報が発令され、甚大な浸水被害が生じており、災害時の人的被害を防ぐことを目的としたハザードマップの更新については、これまで以上に加速化させる必要がある。

## 《3. 作成対象河川》

◆県が管理する334河川のうち、水位周知河川等41河川を含む263河川については、令和4年5月末までに洪水浸水想定区域図を公表している。今後、残りの河川も順次、作成・公表を予定している。

◆市町村が実施する洪水ハザードマップ更新は、県管理河川すべてを対象とする。

## 《4. 今後の取組》

福岡県は、水位周知河川等以外の小規模河川の洪水浸水想定区域を令和5年5月までに順次、指定・公表予定

市町村は、小規模河川の洪水浸水想定区域指定に基づき、洪水ハザードマップを更新し配布する

福岡県は、小規模河川の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップの更新を行う市町村に対し、更新費用の1/4を補助する

補助期間：R4年度～R6年度  
支援：国1/2、県1/4、市町村1/4